

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月13日

【四半期会計期間】 第39期第2四半期(自 2023年2月1日 至 2023年4月30日)

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 清水大輔

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025) 232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 兼 管理部長 遠海武則

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025) 232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 兼 管理部長 遠海武則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第2四半期 連結累計期間	第39期 第2四半期 連結累計期間	第38期
会計期間	自 2021年11月1日 至 2022年4月30日	自 2022年11月1日 至 2023年4月30日	自 2021年11月1日 至 2022年10月31日
売上高 (千円)	11,387,865	10,265,542	20,905,558
経常利益又は経常損失 () (千円)	53,754	195,275	187,458
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期 (当 期) 純損失 () (千円)	19,845	244,307	272,846
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,131	232,105	286,542
純資産額 (千円)	3,789,879	3,070,592	3,401,951
総資産額 (千円)	18,122,606	18,487,548	18,178,038
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期 (当期) 純損失金額 () (円)	1.64	20.22	22.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)	1.64		
自己資本比率 (%)	20.7	16.4	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	906,453	683,008	220,119
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,210	83,174	23,768
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	406,464	75,925	62,640
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (千円)	1,778,396	2,263,864	1,573,608

回次	第38期 第2四半期 連結会計期間	第39期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2022年2月1日 至 2022年4月30日	自 2023年2月1日 至 2023年4月30日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	8.86	21.18

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び第39期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、行動制限の緩和を含めた各種政策の効果により、個人消費や雇用情勢等に回復の兆しが見られ、景気は緩やかに持ち直しています。一方で、昨年後半からの物価や光熱費高騰の影響は未だ続いており、また人手不足からくる賃金上昇のコストUPも加わり、店舗を運営する小売業にとっては厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社は中期経営計画の最終年度を迎え同計画に基づき、暮らしの基本である「衣・食・住」に楽しく学んで大いに遊ぶ「楽・学・遊」のコンセプトを加えた日常的エンターテインメントを提供する“ 蔦屋書店 ” のリモデル化と収益力の強化を推進しております。しかし、昨年はコロナ禍におけるロシアのウクライナ侵攻にともなうエネルギー資源の高騰と、欧米を中心としたインフレの進展により、国内においても想定以上の光熱費の高騰、諸物価の上昇に見舞われました。当上半期においても光熱費は高止まり、各種備品の値上がりも続いており、店舗運営にともなう経費増加の影響は未だ続いております。こうした中で、4年半ぶりに昨年9月にオープンしました長野県の大規模複合店舗「蔦屋書店 佐久平店」は、大手メーカーとのコラボ企画やオリジナル企画による商品展開が奏功しております。独自性があり付加価値が高まる商品や企画は、既存店舗にも展開を拡大し店舗の魅力を向上しております。

事業転換の新規事業として100円ショップの「DAISO長野南バイパス店」を蔦屋書店 長野川中島店（長野県）店内に2022年11月25日にオープン、2023年3月17日に「DAISO伊勢崎平和町店」を蔦屋書店 伊勢崎平和町店（群馬県）店内にオープンいたしました。DAISO導入による集客力と売上UPに伴う収益性強化が期待できるモデルとなっております。

また収益力の強化に向けて、レンタル事業から完全撤退する一方で、トップカルチャーで展開するゲーム・リサイクル事業を子会社である株式会社トップブックスのゲーム・リサイクル事業へ2022年6月より順次切り替えを行っております。事業切り替えをすることで在庫や品揃えを強化し、連結ベースでの高い収益性の確保を図っております。前期に12店舗切り替えが完了し、当期中に全ての事業切り替え完了を予定しており、上半期で8店舗の切り替えが完了し、全体の約半数が終了しております。

また事業転換の新規事業として株式会社バンダイのカプセルトイブランドであるガシャボンの専門店「ガシャボンバンダイオフィシャルショップ」を、埼玉県内の蔦屋書店 東松山店と蔦屋書店 本庄早稲田店に、2023年4月14日と4月21日にオープンいたしました。ガシャボンオフィシャルショップの導入により、新規顧客の獲得や幅広いターゲット層の集客により、スピード感のある集客力・売上効果に繋がってまいります。

また、書籍事業の収益性改善に向けた委託販売から買取販売への移行、DXの推進による在庫圧縮やAI発注システムの活用による店舗運営の効率化の追求を継続し、光熱費高騰等コスト増加分を吸収し収益性の向上を図ってまいります。

店舗状況にきましては、新潟県と東京都にありました4店舗を営業終了し、店舗数は59店舗、子会社トップブックスの21店舗を加え、グループ全体では81店舗となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高10,265百万円（前年同期比90.1%）、営業損失166百万円（前年同四半期 営業利益55百万円）、経常損失195百万円（前年同四半期 経常利益53百万円）、親会社株主に帰属する四半期損失244百万円（前年同四半期 親会社株主に帰属する四半期純利益19百万円）となりました。

売上・利益の増減要因

売上面につきましては、食品やコスメ、服飾等の企画販売は好調でしたが、書籍部門の売上が伸び悩み、当社グループの主軸である蔦屋書店事業全体の売上高は9,963百万円（前年同期比89.1%）となりました。

利益面につきましては、自動発注システムの構築と徹底した商品・在庫管理による粗利の改善や、セルフレジの利用促進及び店舗オペレーションの更なる見直しを行い、販管費の削減に努めました。一方で燃料価格が高騰した結果、光熱費も上昇し、営業損失166百万円（前年同四半期 営業利益55百万円）、経常損失195百万円（前年同四半期 経常利益53百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失244百万円（前年同四半期 親会社株主に帰属する四半期純利益19百万円）となりました。

セグメントの状況は、次のとおりです。

蔦屋書店事業

当セグメントの当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高9,963百万円（前年同期比89.1%）、セグメント損失は191百万円（前年同四半期 セグメント利益11百万円）となりました。

主力商品の売上高は、書籍6,071百万円（前年同期比89.7%）、特撰雑貨・文具1,752百万円（前年同期比99.8%）、レンタル505百万円（前年同期比69.6%）、ゲーム・リサイクル271百万円（前年同期比56.5%）、賃貸不動産収入317百万円（前年同期比108.0%）、販売用CD194百万円（前年同期比79.9%）、販売用DVD165百万円（前年同期比89.6%）となりました。

ゲーム・トレーディングカード事業

当セグメントの当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高161百万円（前年同期比316.3%）、セグメント利益2百万円（前年同期比40.5%）となりました。

スポーツ関連事業

当セグメントの当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高110百万円（前年同期比110.9%）、セグメント利益0百万円（前年同期比20.5%）となりました。

訪問看護事業

当セグメントの当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高51百万円（前年同期比88.3%）、セグメント損失8百万円（前年同四半期 セグメント利益7百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産につきましては、前連結会計年度末比309百万円増加し、18,487百万円となりました。これは主に、未収入金が114百万円減少した一方で、現金預金が690百万円増加した結果、流動資産が491百万円増加し、また、建物及び構築物が84百万円、敷金及び保証金が82百万円、それぞれ減少した結果、固定資産が181百万円減少したことによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末比640百万円増加し、15,416百万円となりました。これは主に、買掛金が391百万円、その他の流動負債が393百万円、それぞれ増加した一方で、一年内返済予定の長期借入金を含む長期借入金が110百万円、リース債務が61百万円、それぞれ減少したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末比331百万円減少し、3,070百万円となりました。これは主にその他資本剰余金が99百万円、利益剰余金が244百万円、それぞれ減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末と比べ485百万円増加し、2,263百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は683百万円（前年同期比223百万円資金減）となりました。

これは主に、減価償却費が50百万円増加した一方で、税金等調整前四半期純利益が271百万円、減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は83百万円（前年同期比119百万円資金増）となりました。

これは主に、投資有価証券の取得による支出が269百万円、投資有価証券の売却による収入が154百万円、それぞれ減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、75百万円（前年同期比330百万円資金増）となりました。

これは主に、長期借入れによる収入が300百万円増加したことによるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(8) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい増減はありませんが、主な販売状況は下記のとおりとなっております。

区 分		前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)	
		売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
蔦屋書店事業	書籍	6,767,866	59.4	6,071,167	59.0
	特撰雑貨・文具	1,756,322	15.4	1,752,074	17.0
	レンタル	725,795	6.4	505,312	4.9
	ゲーム・リサイクル	480,485	4.2	271,589	2.6
	賃貸不動産収入	294,266	2.6	317,734	3.1
	販売用CD	243,208	2.1	194,360	1.9
	販売用DVD	184,426	1.6	165,296	1.6
	その他	729,908	6.4	668,189	6.5
	セグメント間の 内部売上高又は振替高			17,768	0.2
	計	11,182,280	98.1	9,963,492	96.8
ゲーム・ トレーディング カード事業	外部顧客に対する売上高	50,933	0.5	161,091	1.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高				
	計	50,933	0.5	161,091	1.6
スポーツ関連 事業	外部顧客に対する売上高	96,540	0.8	107,436	1.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	3,169	0.0	3,109	0.0
	計	99,710	0.9	110,545	1.1
訪問看護事業	外部顧客に対する売上高	58,111	0.5	51,290	0.5
	セグメント間の 内部売上高又は振替高				
	計	58,111	0.5	51,290	0.5
合計		11,391,034	100.0	10,286,419	100.0

(注) 1 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

2 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

(9) 主要な設備

重要な設備の新設等

当第2四半期連結累計期間に完了した主な設備の新設等はありません。

また、当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した主要な設備の新設等の計画はありません。

重要な設備の除却等

当第2四半期連結累計期間に完了した主な設備の除却等は、既存店4店舗の閉店であり、その内容は以下の通りです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	除却等の 完了年月	除却等による減少能力 年間売上額(2022年10月期)
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 マーケットシティ 白根店 (新潟県新潟市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う既 存店舗の除去	2022年11月	159,410千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 稲城若葉台店 (東京都稲城市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2023年2月	130,541千円
株式会社 トップ カルチャー	T S U T A Y A 亀有店 (東京都葛飾区)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2023年2月	346,984千円

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,472,000
A種優先株式	15,000
B種優先株式	6,000
計	33,493,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,688,000	12,688,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は 100株であります。
A種優先株式	15,000	15,000		単元株式数は 1株であります。(注1)
B種優先株式	6,000	6,000		単元株式数は 1株であります。(注2)
計	12,709,000	12,709,000		

(注)1. A種優先株式の特質及び内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 剰余財産分配額

基本剰余財産分配額

A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「剰余財産分配日」(剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本剰余財産分配額」という。)とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、剰余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(剰余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式(ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「剰余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本剰余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本剰余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。これは資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したものである。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = $100,000円 \times (1 + 0.08)^{m+n/365}$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.08) × y / 365

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただ

し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数 = A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数 × 上記4.(2) に定める基本償還価額相当額から上記4.(2) に定める控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。) ÷ 転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、350円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

八 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社

債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合、調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主に、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金、並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 異なる数の単元株式数を定めている理由

資本の増強に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したためである。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(注) 2. B種優先株式の特質及び内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を

む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 剰余財産分配額

B種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び下記2.(3)に定める日割未払優先配当金を加えた額とする。ただし、本2.(2)においては、剰余財産の分配が行われる日(以下「剰余財産分配日」という。)が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払優先配当金を計算する。なお、剰余財産分配額に、各B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(3) 日割未払優先配当金

B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金は、剰余財産分配日の属する事業年度において、剰余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(4)に従い計算される優先配当金相当額とする(以下、B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金を「日割未払優先配当金」という。)

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。これは資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したものである。

4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式(当社が有するものを除く。)が存しないときに限り、当社に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、B種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額の80%の範囲内において、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額の80%の範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

B種優先株式1株当たりの償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本4.(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「剰余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本5.(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

B種優先株主は、以下の各号の日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合、法令上可能な範囲内で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、B種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったB種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

2024年9月1日から2024年11月30日まで

2025年9月1日から2025年11月30日まで

2026年9月1日から2026年11月30日まで

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数

× 上記4.(2)に従い計算される償還価額相当額（ただし、償還価額相当額は、「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。）

÷ 転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、350円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普

通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合

理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主に、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 異なる数の単元株式数を定めている理由

資本の増強に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したためである。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 2023年2月1日 至 2023年4月30日		普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000		2,007,370		

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2023年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社ヒーズ	新潟県新潟市西区五十嵐三の町南3番26号	普通株式 2,623,098	21.70
カルチャー・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12-2	普通株式 2,416,904 B種優先株式 6,000	20.00
清水 秀雄	新潟県新潟市西区	普通株式 684,500	5.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	普通株式 545,800	4.51
清水 大輔	東京都千代田区	普通株式 294,900	2.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC / CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	20 COLLYER QUAY , #01-01 TUNG CENTRE , SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	普通株式 194,100	1.60
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町1071-1	普通株式 164,000	1.35
トップカルチャー従業員持株会	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号	普通株式 136,612	1.13
島山 千恵子	大阪府大阪市淀川区	普通株式 125,700	1.04
飯島 功市郎	千葉県柏市	普通株式 120,700	0.99
計		普通株式 7,306,314 B種優先株式 6,000	60.40

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

545,800株

BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/CLIENT ASSET

194,100株

2 上記の他、当社所有の自己株式603,480株(4.7%)があります。

所有議決権数別

2023年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
株式会社ヒーズ	新潟県新潟市西区五十嵐三の町南3番26号	26,230	21.71
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府枚方市岡東町12-2	24,169	20.01
清水 秀雄	新潟県新潟市西区	6,845	5.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,458	4.51
清水 大輔	東京都千代田区	2,949	2.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC / CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京 支店カストディ業務部)	20 COLLYER QUAY , #01-01 TUNG CENTRE , SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,941	1.60
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番1071-1	1,640	1.35
トップカルチャー従業員持株会	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号	1,366	1.13
島山 千恵子	大阪府大阪市淀川区	1,257	1.04
飯島 功市郎	千葉県柏市	1,207	0.99
計		73,062	60.49

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 603,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,077,600	120,776	
単元未満株式	7,000		
発行済株式総数	12,709,000		
総株主の議決権		120,776	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

2023年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トップカルチャー	新潟県新潟市西区小針 4丁目9番1号	603,400		603,400	4.7
計		603,400		603,400	4.7

(注) 上記の他、単元未満株式が80株あります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2023年2月1日から2023年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年11月1日から2023年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第38期連結会計年度 有限責任監査法人トーマツ

第39期第2四半期連結会計期間及び第2四半期累計期間 太陽有限責任監査法人

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,583,608	2,273,864
売掛金	425,692	385,664
商品	7,311,580	7,326,909
前払費用	263,980	261,634
未収入金	217,078	102,465
その他	70,851	13,534
貸倒引当金	404	404
流動資産合計	9,872,388	10,363,669
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,514,210	1,429,935
土地	1,423,759	1,423,310
リース資産(純額)	2,336,764	2,333,543
その他(純額)	89,011	76,709
有形固定資産合計	5,363,745	5,263,499
無形固定資産		
その他	43,768	42,733
無形固定資産合計	43,768	42,733
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,552,163	2,469,426
その他	345,973	348,220
投資その他の資産合計	2,898,136	2,817,646
固定資産合計	8,305,650	8,123,878
資産合計	18,178,038	18,487,548

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,661,882	3,053,069
短期借入金	4,400,000	4,400,000
1年内返済予定の長期借入金	701,668	631,333
リース債務	354,160	343,213
未払法人税等	61,448	41,434
賞与引当金	36,000	30,000
未払金	398,578	395,714
資産除去債務		47,300
その他	222,642	615,989
流動負債合計	8,836,380	9,558,055
固定負債		
長期借入金	2,367,441	2,327,627
リース債務	3,069,392	3,018,513
資産除去債務	194,874	185,641
長期前受収益	968	7,177
退職給付に係る負債	41,751	35,803
役員退職慰労引当金	62,941	62,941
長期未払金	2,065	5,758
長期預り敷金保証金	200,270	215,437
固定負債合計	5,939,706	5,858,900
負債合計	14,776,087	15,416,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,007,370	2,007,370
資本剰余金	1,909,428	1,810,174
利益剰余金	267,465	511,772
自己株式	270,027	270,027
株主資本合計	3,379,305	3,035,744
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,223	2,644
その他の包括利益累計額合計	15,223	2,644
新株予約権	8,249	8,249
非支配株主持分	29,620	29,242
純資産合計	3,401,951	3,070,592
負債純資産合計	18,178,038	18,487,548

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)
売上高	11,387,865	10,265,542
売上原価	7,855,119	7,069,829
売上総利益	3,532,745	3,195,712
販売費及び一般管理費	¹ 3,477,197	¹ 3,362,388
営業利益又は営業損失()	55,547	166,675
営業外収益		
受取利息	5,813	4,937
協賛金収入	7,055	3,444
投資有価証券売却益	5,028	
その他	33,896	17,750
営業外収益合計	51,794	26,132
営業外費用		
支払利息	47,787	54,731
その他	5,799	
営業外費用合計	53,587	54,731
経常利益又は経常損失()	53,754	195,275
特別利益		
固定資産売却益		3,458
特別利益合計		3,458
特別損失		
減損損失	² 14,481	² 5,860
固定資産処分損		34,088
特別損失合計	14,481	39,948
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	39,273	231,764
法人税、住民税及び事業税	16,936	12,920
法人税等合計	16,936	12,920
四半期純利益又は四半期純損失()	22,337	244,684
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	2,492	377
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	19,845	244,307

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	22,337	244,684
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20,206	12,579
その他の包括利益合計	20,206	12,579
四半期包括利益	2,131	232,105
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	361	231,728
非支配株主に係る四半期包括利益	2,492	377

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	39,273	231,764
減価償却費	192,850	243,451
減損損失	14,481	5,860
固定資産処分損益(は益)	-	34,088
賞与引当金の増減額(は減少)	22,000	6,000
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,917	5,948
受取利息及び受取配当金	5,828	4,951
支払利息	47,787	54,731
売上債権の増減額(は増加)	9,413	40,155
棚卸資産の増減額(は増加)	231,083	15,328
仕入債務の増減額(は減少)	428,501	391,187
未払消費税等の増減額(は減少)	3,459	9,539
長期前払費用の増減額(は増加)	7,867	7,637
その他	35,759	260,976
小計	956,906	764,555
利息及び配当金の受取額	233	201
利息の支払額	47,580	53,806
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	3,106	27,941
営業活動によるキャッシュ・フロー	906,453	683,008
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,438	11,418
有形固定資産の売却による収入	3,658	11,169
無形固定資産の取得による支出	1,400	-
投資有価証券の取得による支出	269,910	-
投資有価証券の売却による収入	154,735	-
敷金及び保証金の回収による収入	90,674	89,966
敷金及び保証金の差入による支出	877	2,479
資産除去債務の履行による支出	5,232	5,627
その他	579	1,562
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,210	83,174
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	500,000	-
長期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	669,242	410,149
リース債務の返済による支出	213,505	194,599
割賦債務の返済による支出	2,314	1,787
配当金の支払額	21,402	99,389
その他	-	330,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	406,464	75,925
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	463,778	690,256
現金及び現金同等物の期首残高	1,314,617	1,573,608
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 1,778,396	1 2,263,864

【注記事項】

(会計方針の変更等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
給料手当	854,000千円	785,061千円
地代家賃	1,117,589千円	1,067,203千円
賞与引当金繰入額	20,000千円	30,000千円
減価償却費	171,382千円	215,650千円

2 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物 リース資産 その他	新潟市西区 1店舗 新潟市南区 1店舗 埼玉県本庄市 1店舗

当社グループは、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当第2四半期連結累計期間においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失14,481千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物8,786千円、リース資産1,716千円、その他3,978千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物	新潟市江南区 1店舗

当社グループは、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当第2四半期連結累計期間においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失5,860千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物5,860千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
現金及び預金勘定	1,788,396千円	2,273,864千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000千円	10,000千円
現金及び現金同等物	1,778,396千円	2,263,864千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月9日 取締役会	A種優先株式	その他 資本剰余金	20,383	1,358.90	2021年10月31日	2022年1月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	1,019	169.86	2021年10月31日	2022年1月31日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月9日 取締役会	普通株式	その他 資本剰余金	36,253	3.00	2022年4月30日	2022年7月1日
	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,000	4,000.00	2022年4月30日	2022年7月29日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,000	500.00	2022年4月30日	2022年7月29日

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2022年1月14日開催の第37回定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損金を補填し、財務体質の健全化を図り、今後の資本政策の柔軟性を確保するため、その他資本剰余金の減少および処分を決議いたしました。2022年1月31日付で効力が発生し、第1四半期会計期間においてその他資本剰余金の額2,373,057千円を取崩し、利益剰余金に振り替えております。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月16日 取締役会	普通株式	その他 資本剰余金	36,253	3.00	2022年10月31日	2023年1月20日
	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,000	4,000.00	2022年10月31日	2023年1月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,000	500.00	2022年10月31日	2023年1月31日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月8日 取締役会	普通株式	その他 資本剰余金	36,253	3.00	2023年4月30日	2023年7月14日
	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,000	4,000.00	2023年4月30日	2023年7月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,000	500.00	2023年4月30日	2023年7月31日

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業			
売上高							
外部顧客に 対する売上高	11,182,280	50,933	96,540	58,111	11,387,865		11,387,865
セグメント間の 内部売上高又は振 替高			3,169		3,169	3,169	
計	11,182,280	50,933	99,710	58,111	11,391,034	3,169	11,387,865
セグメント利益	11,400	6,330	2,893	7,533	28,157	27,390	55,547

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				本社・消去	合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業		
減損損失	14,481					14,481

当第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業			
売上高							
外部顧客に 対する売上高	9,945,724	161,091	107,436	51,290	10,265,542		10,265,542
セグメント間の 内部売上高又は振 替高	17,768		3,109		20,877	20,877	
計	9,963,492	161,091	110,545	51,290	10,286,419	20,877	10,265,542
セグメント利益又 は損失()	191,129	2,562	594	8,073	196,045	29,370	166,675

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去です。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				本社・消去	合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業		
減損損失	5,860					5,860

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第2四半期連結会計期間より従来「その他」に含まれていた「ゲーム・トレーディングカード事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

これにより、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントにおいて、「ゲーム・トレーディングカード事業」の売上高161,091千円、セグメント利益2,562千円を記載しており、「その他」が同額減少しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の名称により作成しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第2四半期連結累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・トレーディングカード事業	スポーツ関連事業	訪問看護事業	
書籍	6,767,866				6,767,866
特選雑貨・文具	1,756,322				1,756,322
ゲーム・リサイクル	480,485	50,933			531,418
販売用CD	243,208				243,208
販売用DVD	184,426				184,426
サッカースクール			96,540		96,540
訪問看護				58,111	58,111
その他	729,908				729,908
計	10,162,218	50,933	96,540	58,111	10,367,803
その他の収益(注)	1,020,061				1,020,061
外部顧客への売上高	11,182,280	50,933	96,540	58,111	11,387,865

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(レンタル事業、及び不動産の賃貸収入)であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	
書籍	6,071,167				6,071,167
特選雑貨・文具	1,752,074				1,752,074
ゲーム・リサイクル	271,589	161,091			432,680
販売用CD	194,360				194,360
販売用DVD	165,296				165,296
サッカースクール			107,436		107,436
訪問看護				51,290	51,290
その他	668,189				668,189
計	9,122,677	161,091	107,436	51,290	9,442,495
その他の収益(注)1	823,046				823,046
外部顧客への売上高	9,945,724	161,091	107,436	51,290	10,265,542

- (注) 1 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(レンタル事業、及び不動産の賃貸収入)であります。
- 2 当第2四半期連結会計期間から、「その他」に含まれていた「ゲーム・トレーディングカード事業」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。このため、前第2四半期連結累計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の区分方法により作成しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	1円64銭	20円22銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 又は四半期純損失金額() (千円)	19,845	244,307
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	19,845	244,307
普通株式の期中平均株式数(株)	12,084,520	12,084,520
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1円64銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	24,416	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注)当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

当社は、2023年5月18日開催の取締役会において、株式会社メソッドカイザーの発行済株式の全株式を取得し同社を子会社化することについて、決議後に実施するデューディリジェンス(以下「DD」という)の結果によっては、株式の取得を停止する条件付きで決議いたしました。DDの結果を踏まえ、2023年6月5日に、株式会社メソッドカイザーの全株式を取得し同社を子会社化するため、同社の発行済株式の全株式を保有する中村仁美氏と株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社メソッドカイザー(以下、「メソッドカイザー」という)

事業の内容 タリーズコーヒーのフランチャイズ運営(新潟県内外22店舗)

企業結合を行う主な理由

当社は、様々な世代のお客様一人おひとり、また家族みんなで、楽しめる空間と時間を創出し「日常的エンターテイメント」を提供する蔦屋書店を展開しております。店舗の品揃えや販売企画を強化する一方で、ご来店自体をエンターテイメントとする大型複合書店の店内には、多様なテナントを導入することで新たな発見や感動体験も提供しております。中でもBook&Caféスタイルの導入は、当社事業とのシナジー効果も高く重要なテナントとして位置付けております。

メソッドカイザーは、タリーズコーヒーのフランチャイズ運営のみを行っている企業で、当社蔦屋書店店内のタリーズコーヒー22店舗を展開しており、当社事業との親和性も極めて高い企業となっております。

当社グループは、メソッドカイザーをグループに迎え入れることで、Book&Caféスタイルの新規導入や既存店舗の運営を当社蔦屋書店事業と戦略を合わせて展開することが可能となり、今後の持続的な成長と企業価値の向上に有効であると判断いたしました。

企業結合日

2023年6月5日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金を対価として全株式を取得しております。取得価額は、当事者間の契約によって非開示としておりますが、第三者算定機関が算出した評価額を基に、相手先との協議により決定しております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

2 【その他】

2023年6月8日開催の取締役会において、2023年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額

普通株式	36,253千円
A種優先株式	60,000千円
B種優先株式	3,000千円

1株当たりの金額

普通株式	3円00銭
A種優先株式	4,000円00銭
B種優先株式	500円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

普通株式	2023年7月14日
A種優先株式	2023年7月31日
B種優先株式	2023年7月31日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年6月12日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本	間	洋	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	田	力	也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年2月1日から2023年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年11月1日から2023年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社の2023年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年6月5日に、株式会社メソッドカイザーの全株式を取得し同社を子会社化するため、株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2022年10月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2022年6月10日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2023年1月16日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。